

指定申請前に必ずご確認ください事項

1. 法令等の確認

- ・介護保険法や介護保険法施行令等だけでなく所沢市が定める条例や規則等を遵守する必要があります。
- ・所沢市が定める条例や規則等は以下のとおりです。条例や規則等で定められた事項を遵守していない場合は、指定できませんのでご注意ください。
 - ① 所沢市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
 - ② 所沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ③ 所沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
 - ④ 所沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
 - ⑤ 所沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
 - ⑥ 所沢市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則
 - ⑦ 介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱
- ・詳細は、所沢市例規集 (<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A7FF957F2>) から確認してください。所沢市例規集の目次検索の「例規名」に上記の条例や規則等の名称を入力し、検索するか目次検索内の「現行例規→第1 例規→第9編 民生→第2章 保険・年金→第3節 介護保険」及び「現行例規→第2 要綱等→第8編 福祉部→第5章 介護保険課」から参照可能です。

※ 上記の条例や規則等における特に留意すべき基準について、所沢市ホームページ「〈介護保険事業者向け〉所沢市における特に留意すべき基準等の取扱いについて」(https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kenko/kaigohoken/jigyosha/tokorozawashi_kaigo_ryui.html) に掲載しておりますので、参考にしてください。

2. 定款及び登記事項の変更

- ・地域密着型サービス事業を実施するには、法人の事業として当該事業を定款に位置付ける必要があります。このため、指定申請の前に、法人の定款をご確認いただき、実施する事業が位置付けられていない場合には、定款を変更してください。
- ・法人の種別によっては、定款の変更にあたって所轄庁の認可や承認を受ける必要があります。定款の変更に時間を要する場合があります。所轄庁にご相談の上、希望する指定年月日までに余裕をもったスケジュールをたててください。
- ・定款を変更した後は、登記事項の変更も遺漏のないよう行ってください。

《定款への記載例》※当該事業が確認できるような記載をお願いします。

- ・介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 - ・介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - ・介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
 - ・介護保険法に基づく介護予防支援事業
- 等

3. 開発・建築・消防・保健所等の関係法令に関する確認

- ・事業所の立地について都市計画法の基準に適合するか否か市開発指導課へご確認ください。
- ・建物の用途変更等の手続きが必要になる場合がありますので、市建築指導課等へ手続きの必要性をご確認ください。
- ・設備基準において必要な消防設備を備えることが必要となっていますので、管轄する消防署に、必要な消防設備や防火管理者の届出等の手続きの必要性をご確認ください。
- ・食事の提供をする場合には、保健所への届出等の手続きが必要になる場合がありますので、狭山保健所へご確認ください。
- ・そのほか、新たに事業所を開設する場合に必要な手続きに遺漏がないようにしてください。

4. 建物の構造概要及び平面図

- ・設備基準上、利用定員に対して必要な面積を求められているサービスについては以下についてご注意ください。

【食堂及び機能訓練室等の有効面積の考え方】

- ・面積は、内法の面積が有効面積となります。
- ・次の設備等は、有効面積に含まれません。
 - ① 玄関部分、下駄箱
 - ② 廊下（通路）※
 - ③ 柱
 - ④ 備え付けのロッカーや家具（移動式のテレビ台や訓練用の器具は面積に含めることができます）
 - ⑤ キッチン、冷蔵庫、洗面台
 - ⑥ 浴室、脱衣所
 - ⑦ 静養室部分及び静養室以外に設置している静養用のベッド
 - ⑧ 他の事業との共有部分（事務室、相談室等）に機能訓練室も一部を通らなければな

らない場合は、その部分は「廊下」となります。＊

- ⑨ 単位ごとに介護職員1人が1ヶ所から全体を見渡せる範囲以外の場所
- ⑩ その他、機能訓練に必要な場所

※通路や廊下とは別の部屋から別の部屋に行くにあたり、その場所の一部を通らなければならない部分のことを指します。また、その部分は有効面積に含まれないためご注意ください。具体的には以下のとおりです。

(例)



- ・申請後に、設備基準に適合していないことが判明し、利用定員数を変更しなければならないということがないように、食堂兼機能訓練室等の面積を実測するなど予め確認することをお勧めします。